

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

小矢部市長 桜井 森夫

市町村名 (市町村コード)	小矢部市 (162094)
地域名 (地域内農業集落名)	南谷地区 (後谷、安楽寺、道坪野、峯坪野、谷坪野、岩尾滝、荒間、峠、論田、千石、嘉例谷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月22日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・65才以上の農業者のうち後継者不在の農地面積が、後谷集落で0.14ha、安楽寺集落で5.63ha、道坪野集落で9.80ha、谷坪野集落で2.62ha、荒間地区で2.63ha、峠集落で4.35ha、論田集落で6.68ha、千石地区で1.81haの合計33.65haとなっており、早急に農地の受け手の確保が必要である。  
 ・集落内だけでは後継者がいないため、集落外からの耕作の引き受けなどの対策が必要である。  
 ・国の中山間地域等直接支払制度の活用によりかろうじて農地の管理が可能な状態であるが、今後後継者不足から協定の維持継続が難しくなると予想される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・米の土地利用型作物以外に、論田、荒間地区を中心に高収益作物であるシャクヤクやトウキ等薬用作物や谷坪野、峯坪野地区を中心に高収益作物であるエゴマの生産に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	272.31 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	272.31 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・現状、営農組織のある道坪野、峯坪野、谷坪野、荒間、論田地区において、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農業を担う者が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて農業を担う者への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・農業の生産効率の向上等を図るため、農業者の要望を踏まえて、費用に見合った用排水路等の基盤整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・認定農業者や新規就農者の確保に努め、市・県・JAと相談体制を確立し、農地の斡旋、技術的指導や営農組織の合併などの支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地域内で農作業の効率化を図るため、防除作業が困難である農業者についてはいならば農業協同組合に委託し、農作業省力化の支援を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策について、市有害鳥獣対策協議会会員に所属し、電気柵や恒久柵の設置や点検、害獣の捕獲、追い払い等に積極的に取り組んでいる。今後も協議会と連携しながら活動を継続し、鳥獣被害防止対策に取り組んでいく。

②有機・減農薬・減肥料について、地区内の一部地域では有機による水稻の作付を行っている。今後も地域の実情に応じて、有機農産物の作付に取り組んでいく。

③スマート農業について、県のRTKサービスを活用したドローンによる薬剤散布や自動操舵システム付きの田植機などについて、費用対効果を踏まえながら導入を検討し、農業従事者が不足する状況下でも効率的に作業ができるよう取り組んでいく。

⑧農業用施設について、集落営農法人単位で導入してきた育苗施設を今後も活用し、低コストで効率的な作業が継続できるよう取り組んでいく。